

神奈川県弁護士会紛争解決センター
和解あっせん・仲裁手続のご案内

－ 重要事項説明書・相手方用 －

(Ver. 3.2)

目 次

- 第1 相手方になられた方へ
- 1 和解あっせん・仲裁手続へのご出席について … 1
 - 2 事前の法律相談のお勧め … 1
 - 3 第1回期日に向けたご準備について
 - (1) 期日手数料 … 2
 - (2) 回答書 … 2
 - (3) 答弁書 … 2
 - (4) 委任状等 … 4
 - (5) 証拠書類等 … 4
 - (6) 期日に向けた準備のチェックリスト … 5
- 第2 和解あっせん・仲裁手続の概要
- 1 和解あっせん・仲裁手続とは … 6
 - 2 和解あっせん・仲裁手続の特徴 … 6
 - 3 和解あっせん・仲裁手続の進行について … 12



神奈川県弁護士会は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)に基づく法務大臣の認証(第9号)を受けています。

第1 相手方になられた方へ

1 和解あっせん・仲裁手続へのご出席について

(1) 和解あっせん・仲裁手続は、裁判所の訴訟手続と異なり、申立人と相手方の同意に基づいて行われる手続です（6頁・第2以下で詳しくご説明します。）。

相手方になられた方は、手続への参加、出席を強制されるものではありません。また、いわゆる「欠席判決」のように、自分が手続に関与しないうちに、強制力のある判断がされてしまうこともありません。

(2) しかし、申立人は、あなたとのトラブル等を話し合いで解決したいと考えて、当センターに和解あっせん・仲裁の申立てをしたのですから、ぜひこの機会をご利用になることをお勧めします。

(3) なお、既に申立人との間で「仲裁合意」が有効に成立しており、この「仲裁合意」に基づいて、申立人が「仲裁」を申し立てた場合には、相手方になられた方が手続に出席しなかったときでも、強制力のある「仲裁判断」がなされてしまうことがあるので、ご注意ください（申立人が「和解あっせん」を申し立てた場合には、上記(1)のとおりです。）。

2 事前の法律相談のお勧め

7頁（第2の2(3)）でご説明するとおり、あっせん人・仲裁人として、トラブル等の解決を担当するのは、トラブルの当事者（申立人・相手方）双方から中立な弁護士です。あっせん人・仲裁人となる弁護士は、申立人・相手方のどちらか一方に味方することはありません。

もし、申立人との間のトラブルの解決策や和解あっせん・仲裁手続の進め方について、あなたの側に立ったアドバイスが欲しいとお考えでしたら、まず、神奈川県弁護士会、自治体（県、市など）又は個別の法律事務所（弁護士事務所）の法律相談を受け、弁護士の意見をお求めになることをお勧めします。

なお、神奈川県弁護士会の法律相談センターの連絡先は、次のとおりです。

神奈川県弁護士会法律相談センター

名称	所在	電話番号	予約受付
関内法律相談センター	横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館1階	045-211-7700	月～金 9:30～17:00
横浜駅西口法律相談センター	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル4階	045-620-8300	月・火・木・金 9:30～17:00 水 9:30～20:45 土・日 9:30～15:30
横浜駅東口家庭の法律相談センター	横浜市西区高島2-18-1 そごう横浜店6階	045-451-9648	毎日 10:30～19:00
川崎法律相談センター	川崎市川崎区駅前本町3-1 NMF川崎東口ビル11階	044-223-1149	月・水・金 9:30～20:00 火・木・日・祝 9:30～17:00 土 13:00～17:00
横須賀法律相談センター	横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか3階	046-822-9688	月～金 9:30～17:00
海老名法律相談センター	海老名市めぐみ町6番2号 海老名市商工会館2階	046-236-5110	月～金 10:00～12:30 13:30～17:00
相模原法律相談センター	相模原市中央区富士見6-11-17 神奈川県弁護士会相模原支部会館1階	042-776-5200	月・水・金 9:30～17:00 火・木 9:30～20:00
小田原法律相談センター	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル2階	0465-24-0017	月～金 9:30～17:00

3 第1回期日に向けたご準備について

(1) 期日手数料

相手方になられた方にも、11頁（第2の2(8)イ(ア) b）でご説明するとおり、期日1回ごとに、期日手数料5500円（税込）をお支払いいただきますので、ご用意ください。

(2) 回答書

当センターから、「回答書」をお送りしています。

和解あっせん・仲裁手続へ出席されるご意向がごありか否か、期日の日時についてのご希望等について、ご回答ください。

(3) 答弁書

ア ご作成・ご提出のお願い

和解あっせん・仲裁手続にご参加いただける方は、回答書とともにお送りしている「答弁書」も、ぜひご提出ください（強制ではありません。）。

「答弁書」を事前に提出していただくことで、あっせん人・仲裁人が期日前にトラブルのポイントを把握することができ、第1回期日の話し合いをより充実したものにすることができます。

「申立人の数+2」通ご用意のうえ、当センターまでお送りください。

イ 署名押印等についての注意事項

(7) 答弁書の所定の箇所に、相手方ご本人又はその代理人が署名押印してください（代理人の場合には、代理人であることも記載してください。）。

代理人が和解あっせん・仲裁の手続を行っていく場合には、別途「委任状」が必要となりますのでご用意ください（「委任状」については、4頁・(4)でご説明します。）。

(4) なお、会社等の法人の代表者（代表取締役、理事等、法人の代表権を有している方）は、「代理」ではなく、法人本人として、和解あっせん・仲裁手続を行うことができますから、委任状は不要です。

ウ 「答弁の趣旨（申立ての趣旨に対するあなたの意見）」欄記入上の注意

申立書記載の申立ての趣旨（申立人の求める結論）に対する、簡潔な回答（「①認めます。」，「②認めません。」）や、「③その他」として、和解あっせん手続で申立人と合意したい和解提案の概要などをご記入ください。

なお、申立人の主張（「申立ての理由」）に対する、あなたの詳しい認否や反論等は、「答弁の理由及び立証方法」欄にご記入ください。

エ 「答弁の理由及び立証方法」欄の記入見本

次の記入見本を参考に、できるだけ具体的にご記入ください。ワープロ等でA4版サイズの用紙に印刷して作成していただいてもかまいません。

記入見本1：申立人から貸金の返済を求められた場合

私が、申立人から、平成〇年〇月〇日、100万円を借りたこと、返済の期日である平成〇年〇月〇日に全額返済できなかったことは、申立人が主張するとおりです。

しかし、私は、申立人に対して、返済の期日である平成〇年〇月〇日に、30万円を支払ったうえ、「残りは、3か月後の平成〇年△月〇日にもらえるボーナスから返すから待つて欲しい。」と頼んだのです。申立人は、私の頼みを聞き入れてくれました。

ところが、それから1か月ほどして、申立人は、私に対して、「早く100万円を返せ。」と要求してきました。私が「残りは70万円ではないか。」というと、申立人は、「30万円は、3か月遅れた利息としてもらっておく。」というのです。

私としては、申立人のこのような要求をのむわけには、いきません。

平成〇年〇月〇日の約束どおり、私が申立人に対し、平成〇年△月〇日に70万円を一括払いすることとしたいです。

記入見本 2：申立人から不動産（土地）の明渡しを求められた場合

私は、申立人の父親との間で、平成△年〇月ころ、本件土地を毎月2万円で貸してもらおうという約束をしました。

たしかに、申立人の父親と私との間で契約書を取り交わしたりしたことはありませんが、私は、毎月、申立人の父親本人に手渡しで2万円ずつ支払っていたのです。

私と申立人の父親とは、地元の中学時代の友人であり、そのよしみで土地を貸してもらっていたもので、契約書などは作らなかったのです。

なお、私が申立人の父親から聞いていた限りでは、申立人は、学生時代から東京に下宿し、そのまま東京で就職して独身寮に入っていたので、私と申立人の父親との関係を知らなかったのではないかと思います。

私は、これまでどおり、本件土地を貸してもらいたいと思います。

1か月当たり5000円くらいであれば、賃料の増額にも応じるつもりです。

(4) 委任状等

ア 代理人が本人に代わって、手続を進める場合には、「委任状」が必要です。

イ 「委任状」についても、書式をご利用ください。

ウ なお、弁護士以外の代理人の方は、和解あっせん期日又は仲裁期日当日、

① 代理人ご自身の本人確認の証明書（運転免許証等）

② 申立人とのご関係の確認が可能な証明書（申立人のご親族が代理人になる場合には、「戸籍謄本」「住民票の写し」等、会社が申立人、その従業員の方が代理人になられるときには、「社員証」等）をご持参ください。

(5) 証拠書類等

ア 証拠書類（書証）があれば、「申立人の数+2」通ご用意のうえ、答弁書とともに、できるだけ事前にお送りください（事前にお送りいただけない場合にも、和解あっせん期日又は仲裁期日当日には、ぜひご持参ください。）。

イ 「証拠書類」（書証）とは、あなたの主張を裏付けたり、申立人の主張に対する反論の根拠となる書面、例えば、契約書、登記簿謄本（全部事項証明書）、写真、図面などです。

ウ ご提出いただく証拠書類は、コピーでかまいませんが、鮮明にコピーされ

たものをご用意ください。

コピーを提出される場合、あっせん人又は仲裁人が原本を確認することがありますので、和解あっせん期日又は仲裁期日に原本をご持参ください。

エ いったんご提出いただいた証拠書類は、原本・コピーのいずれにかかわらず、和解の不成立、申立ての取下げ等の場合にも返却いたしませんので、ご注意ください。

(6) 期日に向けた準備のチェックリスト（まとめ）

必要書類等をご準備の上、期日当日、神奈川県弁護士会館の当センター窓口にお越しください。

期日に向けた準備のチェックリスト

種類	提出通数	備考
<input type="checkbox"/> 回答書	1通	・ お早めにご返送ください。
<input type="checkbox"/> 答弁書一式	申立人の数+2通	・ お早めにご返送ください。
<input type="checkbox"/> 委任状	1通	・ 代理人が付かれる場合のみ。 ・ 相手方本人との関係を明らかにする証明書等（戸籍謄本、住民票、社員証等）を期日にご持参ください。
<input type="checkbox"/> 証拠書類	申立人の数+2通	・ コピー可。原本を提出しても返却しません。
<input type="checkbox"/> 期日手数料		・ 1期日ごと5,500円(税込)。期日にご持参ください。
<input type="checkbox"/> 印鑑		・ 期日にご持参ください。

第2 和解あっせん・仲裁手続の概要

1 和解あっせん・仲裁手続とは

(1) 和解あっせん・仲裁手続は、神奈川県弁護士会が、市民の皆さんの間に生じた民事上の紛争（トラブル）を裁判所の手続によることなく、自主的に解決するための場をご提供するものです。

(2) 「和解あっせん」は、経験豊富な弁護士が、公正中立な立場から、トラブルの当事者双方の話し合いを仲介し、当事者の間に和解が成立するように努力する手続です。

「仲裁」は、当事者の合意（これを「仲裁合意」といいます。）に基づいて、弁護士が、当事者双方の言い分をお聞きしたうえで、ちょうど裁判官のように、解決のための確定的な判断をお示しし、当事者双方がこの判断に法的に拘束されるという、仲裁法という法律に基づく手続です。

(3) 手続の進行（流れ）は12頁以下でご説明するとおりですが、要は、当事者双方に、指定の日時（これを「期日」といいます。）にお集まりいただき、あっせん人又は仲裁人となる弁護士の立会いの下、話し合い（和解あっせんの場合）や主張・立証（仲裁の場合）を行うものです。

殊に、和解あっせん手続における話し合いの方法（双方同席、別席など）は、トラブルの実情や当事者の心情を踏まえて、あっせん人が適宜配慮します。

2 和解あっせん・仲裁手続の特徴

当センターの和解あっせん・仲裁手続には、裁判所の手続（民事訴訟、民事調停及び家事調停）と比較して、次のような特徴があります。

(1) 迅速かつ柔軟な期日の設定

「期日」とは、当事者又はその代理人が紛争解決のための手続に実際に出席する日時をいいます。

ア 民事訴訟の期日は、おおむね1か月に1度設定されています。

民事調停及び家事調停も、話し合いによりトラブルの解決を図る制度ですが、

期日は、民事訴訟と同様、1～2か月に1度設定され、解決に時間を要することがあります。

イ これに対し、和解あっせん・仲裁手続は、トラブルの実情や当事者のご都合に応じて、期日を柔軟に設定することができます（連日や1週間おきなどに設定することもあります。）。そのため、短期間でトラブルの解決に至るケースもあります。

(2) 手続の非公開

ア 民事訴訟では、口頭弁論期日は、原則として公開され、誰でも傍聴することができます。

民事調停及び家事調停は、手続が非公開とされています。

イ(ア) 和解あっせん・仲裁手続も、裁判所の民事調停及び家事調停と同様、非公開です。したがって、民事訴訟のように、トラブルの内容を他人に傍聴されてしまうことはありません。

(イ) 法定説明事項(当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法)
(ADR法14条4号、同規則13条1項1号)

あっせん人・仲裁人や、当センターの運営に関わる神奈川県弁護士会の職員は守秘義務を負っています。また、当センターは、文書管理責任者を設け、提出された書面・資料等について、厳重に管理しています。

したがって、当センターの和解あっせん・仲裁手続で明らかにされた事実や書面・資料等が、外部に漏れることはありません。

(3) 必ず弁護士があっせん人・仲裁人になる

ア 民事調停及び家事調停では、民間から選ばれた調停委員が、法律と豊富な人生経験に基づいて、話し合いによるトラブルの解決を目指します。ただし、調停委員は、必ずしも法曹資格を有するわけではありません（調停委員とともに裁判官が調停委員会を構成しています。）。

イ(ア) これに対し、当センターの和解あっせん・仲裁手続では、必ず弁護士があっせん人又は仲裁人となり、法律家としての知識・経験に照らし、トラブルの解決を目指します。

(イ) 法定説明事項(手続実施者の選任)
(ADR法14条1号)

あっせん人又は仲裁人は、当センターが用意した候補者の名簿に登載された弁護士の中から、当センターが選任します。

ただし、トラブルの実情等により特に必要がある場合は、候補者の名簿に登載された弁護士以外の弁護士や学識経験者、専門知識を有する者等をあっせん人又は仲裁人に選任することがあります。

(4) 柔軟な解決策

ア 民事訴訟では、原告に法律上の権利があるか否かという形で裁判所の判断（判決）がなされるのが、原則的な解決のあり方です。

民事調停及び家事調停では、当事者が申し立てたトラブルの争点を中心に、法律に照らしながら、話し合いによる解決が図られます。

イ これに対し、和解あっせん手続では、経験豊富な弁護士が両当事者のお話をお聞きし、その結果明らかになった、トラブルの根本的な原因や関連する問題も一度に解決するなど、より柔軟で抜本的な解決方法を検討します。

なお、仲裁手続では、民事訴訟における判決と同様、仲裁人が確定的な法的判断を下します（これを「仲裁判断」といいます。）。

(5) 裁判所の手続ではない

和解あっせん・仲裁手続は、神奈川県弁護士会が市民の皆さんに紛争解決の場をご提供するものであって、裁判所の手続ではありません。

すなわち、あくまで民間の自主的な解決方法ですから、呼び出された相手方に「『裁判ざた』にされた。」というような不快感や不安感を与えるおそれが少ないといえます。

(6) 相手方に出席を強制できない（和解あっせん手続の場合）

ア 民事訴訟では、相手方が裁判所に出頭することを拒否しても、いわゆる「欠席判決」によって、トラブルの解決を図ることができます。

裁判所における話し合いの手続である、民事調停及び家事調停では、相手方が出席しない場合には手続を進めることができません。

イ 和解あっせん手続は、民事調停及び家事調停と同様、相手方当事者に和解あっせんに応じようとする意思がなければ、手続を進めることができません。

仲裁手続は、相手方当事者との間に、事前に、仲裁手続を利用して紛争解決を図ろうとする合意（仲裁合意）が結ばれている限り、欠席判決と同様に、トラブルの解決を図ることができます。

(7) 解決の法的効力

ア 民事訴訟における確定判決や、民事調停及び家事調停における調停調書（調停成立の場合）には、「執行力」があります。

つまり、相手方が確定判決や調停調書に定められた義務を、自ら履行しない場合には、強制執行等の手続によって履行させることができます。

イ(ア) 法定説明事項（和解が成立した場合に作成される書面等（ADR法14条4号、同規則13条1項4号））

和解あっせん手続において当事者間に和解が成立した場合には、あっせん人が、和解の内容を記載した「和解契約書」を調製し、当事者数に当センター分1部を加えた通数作成し、当事者及びあっせん人がそれぞれ署名押印の上、各当事者にお渡しします。

仲裁手続が終結した場合には、仲裁人の判断（仲裁判断）を記載した「仲裁判断書」を、各当事者にお渡しします。

(イ) 仲裁手続における「仲裁判断書」には、法律上、確定判決と同様の効力があり、裁判所の決定（執行決定）を受けて、裁判所の強制執行の手続をとることができます。

(ロ) これに対し、和解あっせん手続は、民間の自主的な解決手続であり、和解が成立した場合に作成する「和解契約書」も、私的な契約書です。

したがって、相手方が和解契約で約束したことを守らない場合でも、当然には強制執行などの手段をとることはできません。

そこで、当センターでは、できるだけ、和解契約成立の席上で現実の履行（和解金の一括払い等）がなされるようにし、後に履行の問題を残さないように配慮しています。

しかし、どうしても、和解契約成立の席上で現実の履行を完了することができず、後日の履行が必要な場合で、相手方が和解内容を履行するかどうか不安が残るときには、

- ① 和解契約書の内容に従った公正証書の作成を嘱託する
- ② 和解成立の可能性が見えた段階で、簡易裁判所の「訴え提起前の和解」という手続と組み合わせて、裁判所の和解調書を得る
- ③ 和解成立の可能性が見えた段階で、当事者に仲裁合意をしてもらい、仲裁判断書を作成する

という手段をとって、強制執行できるように配慮しています。

(8) 手数料のお支払い

ア 民事訴訟では、例えば、訴訟で支払を求める金額が100万円なら手数料1万円、500万円なら手数料3万円、1000万円なら手数料5万円というように、訴額に応じた金額の手数料がかかります。

民事調停でも、調停を求める事項の価額に応じ、民事訴訟の場合の半額の手数料がかかります。

イ 法定説明事項(当事者が支払う報酬又は費用 (ADR法14条2号))

(ア) 手数料

和解あっせん・仲裁手続のご利用に際しては、次の「手数料」をお支払いいただきます。

手数料一覧

種類	支払時期	負担者	金額(税込)
a 申立手数料	和解あっせん・仲裁の申立時	申立人	11,000円
b 期日手数料	和解あっせん・仲裁の期日ごと	申立人 相手方	5,500円 5,500円
c 成立手数料	和解成立の場合、又は 仲裁判断がなされた場合	申立人 相手方	後述の計算 方法による

a 申立手数料

申立人には、和解あっせん又は仲裁の申立てに際し、当センターに対し、一律、申立手数料1万1000円(税込)をお支払いいただきます。

申立手数料は、申立て受理や相手方への送達等の事務手数料等としてお支払いいただくものですから、相手方が和解あっせん手続に応諾しない場合にも、返還しません。

b 期日手数料

申立人及び相手方には、当センターに対し、毎期日ごとに、期日手数料として、それぞれ5500円ずつ（税込）をお支払いいただきます（申立人には、申立手数料とは別途お支払いいただきます。）。

対立する当事者が欠席された場合も、出席当事者には、お支払いいただきます。

c 成立手数料

当事者間に和解が成立した場合又は仲裁判断がなされた場合、申立人及び相手方には、成立手数料をお支払いいただきます（当事者間の負担割合については、あっせん人又は仲裁廷が定めます。）。

成立手数料の金額は、和解又は仲裁判断によって当事者が得る経済的利益の金額（解決額）を基礎として、次の表のとおり算定します。

成立手数料額の算定

解決額	成立手数料の金額（税込）
～ 625,000円	一律55,000円
625,001円～ 1,000,000円	解決額×8% × 1.1
1,000,001円～ 3,000,000円	(解決額×5% + 30,000円) × 1.1
3,000,001円～ 30,000,000円	(解決額×3% + 90,000円) × 1.1
30,000,001円～	(解決額×1% + 690,000円) × 1.1

(イ) 費用

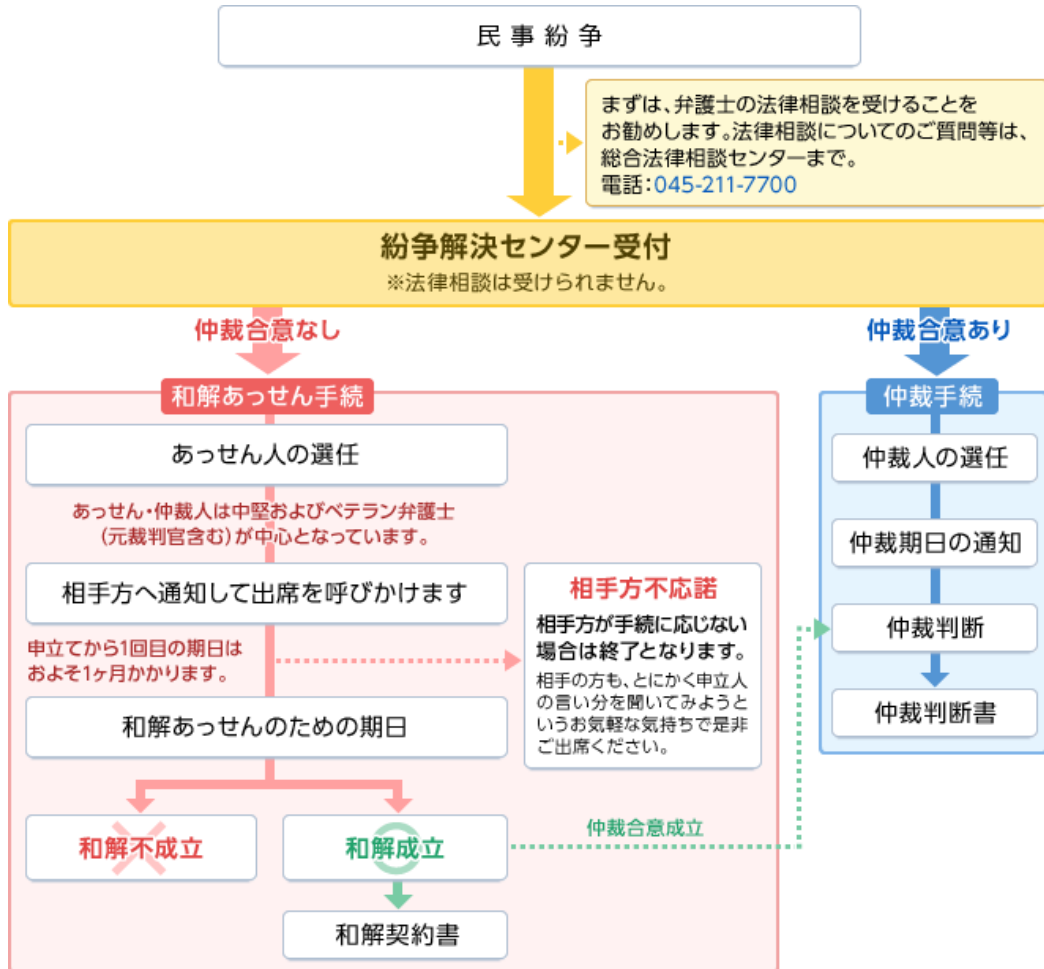
上記(ア)の手数料のほか、和解あっせん・仲裁の手續において、鑑定や測量の費用、現地調査の旅費・日当その他の費用が生じる場合には、当事者にご負担いただきます。

費用をご負担いただく見通しとなった場合には、当センターが、見積書を取り寄せるなどしたうえ、その見込み額をあらかじめ当事者双方に示したうえで、額、納付時期及び負担割合等を定めます（ただし、公共交通機関の料金等負担額が客観的に明確な費用については、見積書の取り寄せ等はいたしません。）。

3 和解あっせん・仲裁手続の進行について

(1) 手続の流れー法定説明事項 (標準的な手続の進行) (ADR法14条3号)

和解あっせん・仲裁手続は、通常、次のチャートのように進行します。



ア 申立人の作成した申立書を当センターが受理すると、和解あっせん手続又は仲裁手続が開始します。

イ 和解あっせん手続

(ア) 申立人が和解あっせんを申し立てた場合、当センターは、相手方に対して、申立てがあったことを通知し、申立てに応じて手続に出席するか否かの意思を確認します。

相手方が申立てに応じない場合（不応諾）、手続は終了となります。

(イ) 相手方が申立てに応じた場合には、手続を進め、話し合いのための期日を調整します。

(ウ) おおむね3回の期日をめどに話し合いを行い、当事者間に合意（和解）が

成立すれば、和解契約書を作成して、手続は終了します。

話合いの結果、当事者間で合意（和解）ができなければ、手続は終了となります。

- (エ) 和解あっせん手続の途中で当事者間に仲裁合意が成立し、当事者が仲裁手続への移行を希望した場合には、仲裁手続へ移行し、以後の手続は、次の仲裁手続と同様になります。

ウ 仲裁手続

- (ア) あらかじめ当事者間に仲裁合意があり、申立人が仲裁を申し立てた場合には、仲裁手続が開始されます。

- (イ) 当センターは、相手方に対して、仲裁の申立てがあったことを告げ、期日の調整をし、手続を進めます。

仲裁手続の場合、当事者が出席を拒否しても、手続が進み、法的拘束力のある仲裁判断がなされてしまいますので、注意が必要です。

- エ 和解あっせん・仲裁の期日においては、あっせん人・仲裁人である弁護士が、当事者双方の主張をお聞きし、関係資料を精査の上、和解の成立を目指した調整を行い、又は仲裁判断をします。

(2) 当事者による和解あっせん手続の終了—法定説明事項(当事者が手続を終了させるための要件及び方式(ADR法14条4号, 同規則13条1項2号))

和解あっせん手続の当事者は、いつでも手続を終了させることができます。

ア 申立人が終了させる場合（申立ての取下げ）

次のいずれかの方法によります。

- ① 和解あっせん期日にあっせん人に対して、和解あっせんの申立てを取り下げる旨の意思を表明する。
- ② 当事者の氏名又は名称、和解あっせんの申立てを取り下げる旨及びその年月日を記載し、署名押印した書面(取下書)を当センターに提出する(当センターに書式を用意しておりますが、任意のものでもかまいません)。

イ 相手方が終了させる場合（終了の申出）

次のいずれかの方法によります。

- ① 和解あっせん期日にあっせん人に対して、和解あっせん手続の終了を申

し出る旨の意思を表明する。

- ② 当事者の氏名又は名称、和解あっせん手続の終了を申し出る旨及びその年月日を記載し、署名押印した書面(終了申出書)を当センターに提出する(当センターに書式を用意しておりますが、任意のものでもかまいません)。

(3) あっせん人による和解あっせん手続の終了

—法定説明事項(和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに手続を終了し、その旨を当事者に通知すること(ADR法14条4号, 同規則13条1項3号))

ア あっせん人は、次の①②のいずれかに該当する場合であって和解あっせん手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに和解あっせん手続を終了させ、当事者に通知します。

- ① 相手方が和解あっせん手続に応じる意思がないことを明確にしたとき。
② 相手方が和解あっせん手続の終了の申出をしたとき。

イ また、あっせん人は、次の①～⑥のいずれかに該当する場合等和解あっせん手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、和解あっせん手続を終了させることができます。上記ア同様、当事者に終了を通知します。

- ① 当事者の一方が和解をする意思がないことを明確にしたとき。
② 当事者の一方が正当な理由なく、三回以上又は連続して二回以上和解あっせん期日に欠席したとき。
③ 直ちに和解が成立する見込みがなく、かつ、紛争の性質や当事者の置かれた事情に鑑みて、和解あっせん手続を継続することが、当事者に対し、和解の成立により獲得することが期待される利益を上回る不利益を与える蓋然性があるとき。
④ 当事者の一方があっせん人の指揮に従わず、和解あっせん手続の実施が困難なとき。
⑤ 事案が和解あっせん手続を実施するのに適さないとき。
⑥ 手数料又は費用が納付されないとき。

